

5 永住帰国後の受入体制

(1) 中国帰国者定着促進センター

帰国直後の中国残留邦人等と同伴世帯に対して、早期に日本社会に受け込み安定した生活を営むことが出来るようにするために、6か月間（平成16年までは4か月間）にわたり基礎的な日本語教育や基本的な生活指導を行う、「中国帰国孤児定着促進センター」（平成6年に「中国帰国者定着促進センター」と名称改称）を昭和59年に埼玉県所沢市に開設した。

その後、全国8カ所にセンターと2カ所の所沢センター分室を設置し、受入体制の充実整備と帰国の促進を図ってきたが、帰国者の減少に伴い平成3年度以降順次閉所し、現在は所沢センター1カ所で、引き続き受入れを行っている。

変遷

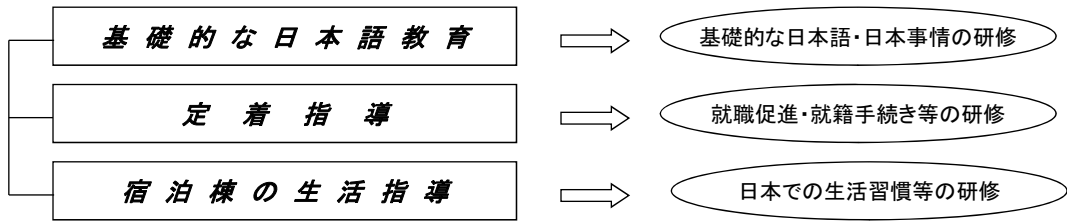
昭和59年 2月	研修棟開設(宿泊施設併設)
〃	身元判明孤児入所(第1期生)
昭和60年 12月	身元未判明孤児入所(第13期生)
昭和61年 12月	宿泊棟開設
平成 5年 9月	残留婦人入所
平成 6年 4月	「中国帰国者定着促進センター」に名称変更
平成10年 10月	樺太等帰国者入所

中国帰国者定着促進センターの概要

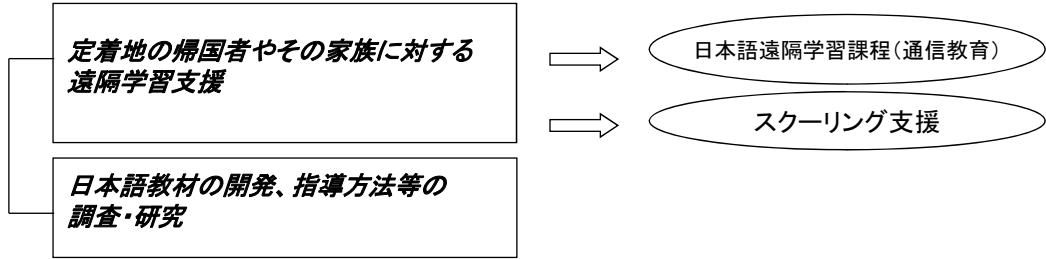
1	所在地	埼玉県所沢市並木6丁目4番2号（研修棟） TEL 04-2995-5317 FAX 04-2995-5319 埼玉県所沢市並木4丁目1番地（宿泊棟） TEL 04-2998-4615
2	開所年月日	昭和59年2月1日
3	委託先	公益財団法人 中国残留孤児援護基金
4	受入月	7月、1月（平成22年度より）
5	年間受入数	5世帯12名（平成24年度実績） （現在 第92期 2世帯3名が入所中）

主な事業

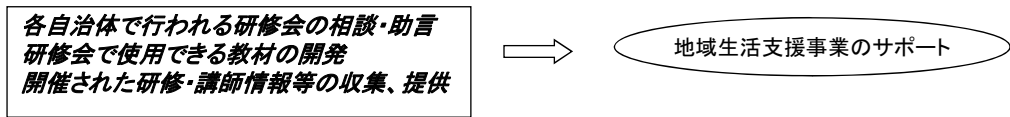
入所者に対する研修等



遠隔学習支援等



介護情報提供事業



ア 中国帰国者定着促進センターへの入所

- センター設立当初、帰国直後の中国残留孤児世帯に対して、4か月間基礎的な日本語教育や生活指導を行っていた。また、平成5年度からは永住帰国を希望する中国残留婦人等の中で、日本語・生活習慣について生活する上で不安を感じている者を、平成10年度からは、同様の状態にある樺太等残留邦人をセンターに入所させて、必要な研修を行っている。
- 入所期間は、帰国者の高齢化を踏まえて平成16年度から6か月間に延長して、年齢別の履修進度に柔軟に対応しており、基礎的な日本語の教育や生活知識の指導を充実させることにより、中国残留邦人等の高齢化に対応した日本社会での生活の安定と自立の促進を図っている。

イ 中国帰国者定着促進センターでの研修

- ・ センターでの研修は、日本語教育と生活指導から成り立っており、日本社会での適応を促進するため、日本語、日本事情の研修、生活指導等を行っている。
- ・ 帰国者が日本社会に定着して生活していく上では、センター入所中から職業訓練校見学や個別の職業相談等を行うことも重要であることから、センターに職業相談員を配置している。
- ・ 地方都市への定着に不安を持つ者も少なくないことから、子や孫等を対象に地方都市での地場産業の見学と職場実習、当該地に定着した帰国者との懇談等の体験研修を行い、地方都市への理解を深めるとともに、居住地に円滑に定着するための研修を行っている。
- ・ 帰国者の戸籍を整える必要があるため、センターでは最高裁判所と民間団体の協力を得て戸籍の回復や就籍（新たに戸籍を作ること。）の説明を行う支援を行っている。
- ・ なお、日本語の理解力の高い残留婦人等に対しては、日本社会で生活がスムーズに行われるよう生活指導等を中心に研修を行っている。

ウ 日本語遠隔学習支援

日本語遠隔学習課程（通信教育）

- ・ 全国各地に定着している帰国者とその家族が「いつからでも、どこでも」日本語学習の機会が得られるように日本語の通信教育を実施している。

スクーリング支援

- ・ 日本語遠隔学習課程の受講生を対象として、支援・交流センターが設置されている都道府県では同センターが、設置されていない府県では府県に委託して、対面指導（スクーリング）を実施している。
- ・ 定着促進センターでは、自治体やスクーリング講師に対して、情報提供や研修等のサポートを実施している。
 - ※ 日本語遠隔学習課程（通信教育）及びスクーリング支援は、平成20年度より首都圏中国帰国者支援・交流センターより業務を移管して実施している。
 - ※ スクーリングの実施にあたって「スクーリング実施計画書」を提出いただいているが、計画に変更が生じた際には、その旨が分かるようにした新たな「スクーリング実施計画書」を提出願いたい。

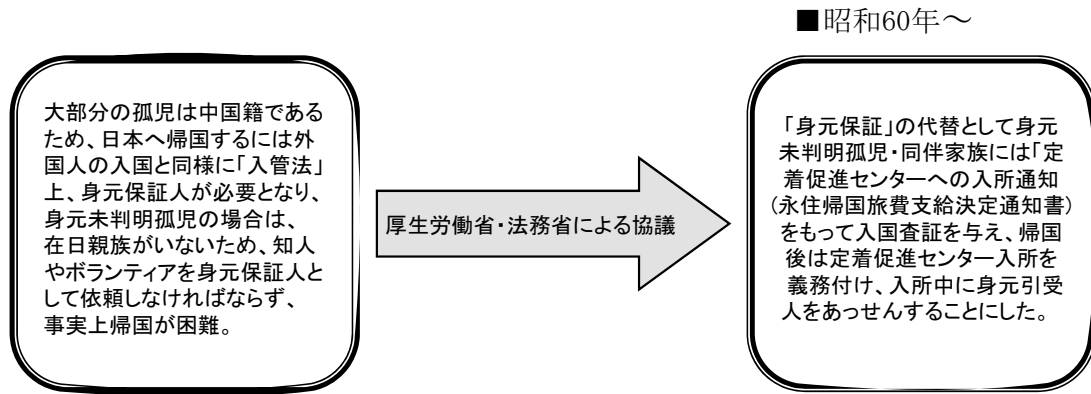
エ 介護情報提供事業

- ・ 平成25年度から地域生活支援事業のサポートとして、高齢化している中国残留邦人等が円滑に介護サービスを受けられるよう定着促進センターで介護情報提供事業を実施することとしている。
 - 各自治体で行われる介護関係研修会に対して実施内容の相談・助言を行う。
 - 各自治体が介護関係研修会等で使用する帰国者を支援する者、介護サービスを提供する者向けの資料を作成する。
 - 開催された研修情報、研修講師の情報を収集し、各自治体からの求めに応じて提供する。

(2) 身元引受人制度の創設と経緯

ア 身元引受人制度

- 昭和58年：「中国残留日本人孤児問題懇談会」（厚生大臣の私的諮問機関）が「身元未判明孤児」の受け入れを、肉親に代わって相談相手となり、助言・指導を行う「身元引受人制度」の創設を提案。
- 昭和59年：「中国残留日本人孤児問題の解決」に関し、日中両国政府間で口上書を交換、「日本への帰国を希望する孤児は、在日親族の有無にかかわらず受け入れること」を確認。



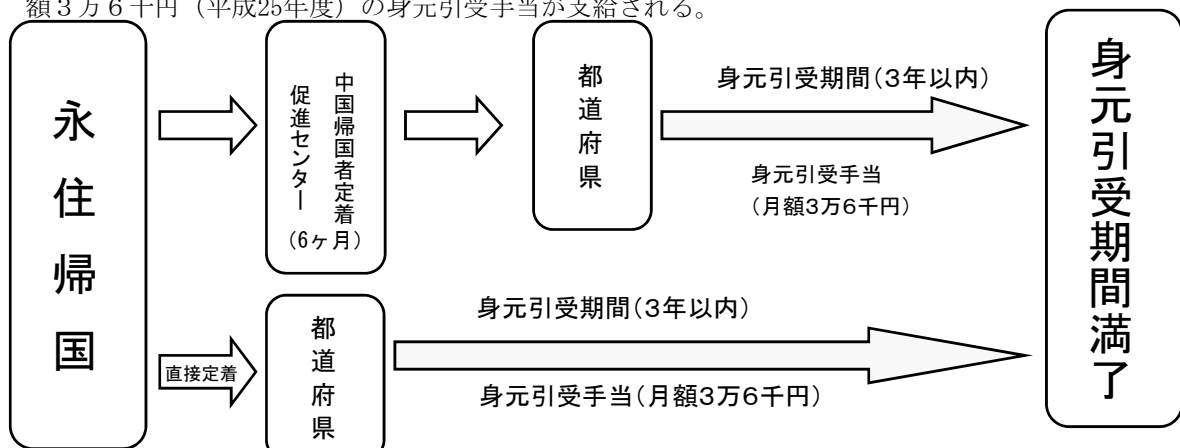
イ 特別身元引受人制度

- 平成元年：諸般の事情により親族の身元引受けが困難で永住帰国ができない身元判明孤児（特別事情判明孤児等）の帰国促進を図るため、親族に代わる「特別身元引受人制度」創設
- 平成3年：「特別身元引受人」制度の対象者に「残留婦人等」を追加
- 平成7年：身元引受人制度の一本化（特別身元引受人を統合）

(3) 身元引受人の役割・引受期間及び手当

身元引受人は、帰国者が定住後、身近な相談相手として帰国者世帯の日常生活上の諸問題の相談、定着自立に必要な助言・指導等を行う。

また、身元引受人の身元引受期間は身元引受の開始日から3年以内とし、身元引受期間中月額3万6千円（平成25年度）の身元引受手当が支給される。



(4) 身元引受人の登録とあっせん等

ア 登録

平成25年3月31日現在、1,667名（中国1,637名、樺太30名）の身元引受人（法人と任意団体を含む。）が登録されている。

なお、身元引受人の登録申請者を推薦するに当たっては、申請者が身元引受人としてふさわしいか否かを、事前に都道府県と関係者（経験豊かな自立指導員及び身元引受人）間で情報交換するなどして、慎重に審査するようお願いしたい。

また、身元引受人が業務の遂行が不能になった場合、身元引受人としてふさわしくない行為があった場合、又は身元引受人登録者の死亡等登録内容に変更が生じた時は、厚生労働省に連絡願いたい。

イ あっせん

身元引受人のあっせんは次の方法により行っている。

(ア) 居住予定地の決定

帰国者の意向を聞くほか、身元判明者、残留婦人等の本籍地や在日関係者の居住地等の関係都道府県と協議の上、厚生労働省が居住予定地の決定を行っている。

(イ) 身元引受人の選定

居住予定地の都道府県は、登録者の中から適当と認められる者の選定を行い、厚生労働省に連絡する。

なお、現在、身元引受人と帰国者との間に信頼関係がなくなったりするなどの問題が生じ、都道府県ではその対応に苦慮しているところもあることから、選定に当たっては慎重に期すようお願いしたい。

(ウ) 身元引受人の決定

厚生労働省は選定された身元引受人登録者と帰国者両者の合意を得て、身元引受人の決定を行っている。

(エ) 身元引受人のあっせん時期

あっせんは、原則として帰国前に行うが、帰国希望時期を表明してから相当期間を経てもあっせんが困難な場合等は、帰国後に行うことにしている。

なお、帰国後のあっせんに関するトラブルを避けるため、各都道府県はできる限り身元引受人の選定と推薦を帰国前に行うよう協力願いたい。

平成25年3月31日現在、累計で2,645世帯（中国2,563世帯、樺太等82世帯）に対し身元引受人のあっせんを行った。

ウ 住宅の確保

帰国者の定着と公営住宅等の確保は一体のものであり、かつ、帰国予定者に対しては帰国予定時期を明示していることから、都道府県は関係部局と密接に連絡調整を図り公営住宅等を確保されるようお願いしたい。

